

## 大阪府都市整備部条件付一般競争入札(工事・維持管理一体発注方式) 共通入札説明書

入札参加者は、この「大阪府都市整備部条件付一般競争入札(工事・維持管理一体発注方式)共通入札説明書(以下「共通入札説明書」という。)」のほか、「入札公告」及び「大阪府都市整備部条件付一般競争入札心得(工事・維持管理一体発注方式)(以下「入札心得」という。)」の内容を遵守するとともに、「契約書(案)」及び「設計図書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

### 1 入札公告等の交付等

「入札公告」及び「共通入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料(以下「入札公告等」という。)を、入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に対し、交付する。

#### (1) 入札公告等の交付

##### ア 交付日

「入札公告」による。

##### イ 交付方法

大阪府ホームページの「入札公告」画面からのダウンロードにより交付する。

#### (2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」による。

(「入札公告」の【交付書類一覧表】参照)

#### (3) 入札公告等に対する質問及び回答

##### ア 質問期間及び最終回答日

「入札公告」による。

##### イ 質問方法

電子メールにより行い、持参、郵送、電話等の電子メール以外によるものは受付けないものとする。

質問は、交付する「入札説明書等に対する質問書」に質問事項を記載の上、入札公告で指定された電子メールアドレスあて送信すること。

質問には入札参加希望者名が特定できる内容を記入しないこと。記入があれば回答を行わないので注意すること。

##### ウ 回答方法

質問者に電子メールで送付するとともに、大阪府ホームページにおいて公開する。

回答には、重要事項が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

### 2 予定価格等の公表

「予定価格」及び低入札価格調査制度に係る「低入札価格調査基準価格」(以下「調査基準価格」という。)及び「失格基準価格」を次のとおり公表する。

#### (1) 公表日

「入札公告」による。

#### (2) 公表方法

「入札公告」により公表する。

### 3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は次に掲げる要件とする。

#### (1) 【単体企業の場合】

単体企業にあつては、単体企業として、次に掲げる要件をすべて満たす者であること

- ア 「入札公告」に定めた建設工事と委託役務業務の入札参加資格をすべて有している者であること。  
 (建設工事の要件)
- イ 大阪府建設工事競争入札参加資格登録名簿に登録されていること。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)でないこと、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- エ 「入札公告」の公告の日までに、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち、「入札公告」に定める業種について、同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。  
 なお、一般建設業の許可又は特定建設業の許可の別は「入札公告」によるものとする。
- オ 「入札公告」に定める建設工事の種類について、「入札公告」に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。
- カ 条件付一般競争入札(工事・維持管理一体発注)参加申込書(以下「入札参加申込書」という。)の提出の日までに、「入札公告」に定める建設工事の種類について発注年度に該当する大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。
- キ 「入札公告」の公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。  
 (ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者  
 (イ) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者(建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は「入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。)  
 (ウ) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者  
 (エ) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者(「入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)
- (委託役務業務の要件)
- ク 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、「入札公告」に定める大阪府物品・委託役務関係競争入札参加申請受付期間において当該申請の受付を完了し、一般競争入札参加申請期限までに大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者を含む。
- ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)でないこと。
- コ 「入札公告」の公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- (イ) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (ウ) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (エ) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（「入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

(2) 【業務分担により入札に参加する者の場合】

- ア 建設工事を担当する企業は、入札公告に定めた建設工事の入札参加資格及び(1)に掲げる建設工事に係る要件をすべて満たすものであること。
- イ 委託役務業務を担当する企業は、入札公告に定めた委託役務業務の入札参加資格及び(1)に掲げる委託役務業務に係る要件をすべて満たす者であること。
- ウ 業務分担により入札に参加する場合は、建設工事を担当する企業が入札参加申込をするものとし、入札参加申込書とあわせて業務分担申告書および委任状を提出すること。

4 入札参加申込手続き

入札参加希望者は、次のとおり入札参加申込書及び「入札公告」で示す入札参加資格を確認するための添付資料を提出（以下「入札参加申込」という。）し、発注事務所の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申込を行わない者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申込

- ア 申請期間  
「入札公告」による。
- イ 提出方法
  - (ア) 入札参加申込書  
入札参加希望者が「入札公告」の「発注事務所」（以下「発注事務所」という。）に持参により提出する。郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (イ) 入札参加資格を確認するための添付書類  
(ア)と同じ。
  - (ウ) 業務分担申告書および委任状（業務分担により入札に参加する者の場合）  
(ア)と同じ
- (2) 入札参加資格を確認するための添付資料は各資料に記載した指示に従い作成すること。
- (3) 提出した書類の返却は行わない。

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

発注事務所において入札参加申請を受け付けた場合、ただちに入札参加資格の有無について審査を行い、その結果について、次に掲げるところにより、入札参加希望者に対して交付する。

- (1) 審査の結果、入札参加資格の確認ができた者には、『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『有る』と記載した入札参加資格確認書を交付する。
- (2) 審査の結果、入札参加資格の確認ができなかった者には、『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書を、理由書とともに交付する。
- (3) 入札参加申込時点で審査する項目は次のとおりとし、それ以外の項目に関する審査は、18の事後審査により開札後、実施する。

このため、開札を行った後、直ちに落札者が決定するわけではないため注意すること。

○入札参加申込時点で審査をする項目

- ア 入札参加資格者名簿への登録有無
- イ 業種

## ウ 等級（又は総合点数）

- 6 『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者に対する理由説明
- (1) 『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者は、その理由を理由書に記載されている期限までであれば、本府に説明を求めることができる。
  - (2) (1)により説明を求める場合は、発注事務所の長に対して、書面の持参により行い、郵送及び電送等の持参以外によるものは受け付けない。
  - (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、文書により行う。
  - (4) (1)により説明を求めた者が入札参加資格を全て満たすことが明らかになった場合、説明を求めた者に対して、5(1)の入札参加資格確認書を交付する。
- 7 設計図書等の交付  
設計図書等は、5(1)の入札参加資格確認書の交付を受けた者に交付する。
- (1) 交付期間  
「入札公告」による。
  - (2) 交付方法  
設計図書等のデータを記録したCD-RWメディア等（以下「データメディア」という。）の交付により行う。データメディアは、原則、貸与するので、入札時に返却すること。
  - (3) 交付する設計図書等の内容  
「入札公告」による。  
（「入札公告」の「交付書類一覧表」参照）
  - (4) その他  
設計図書等は、本件入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。
- 8 設計図書等に対する質問及び回答
- (1) 質問書の提出
    - ア 質問期間  
「入札公告」による。
    - イ 質問方法  
設計図書等に対する質問は、発注事務所の長に対して、「設計図書等に関する質問書」に質問事項を記載の上、入札公告で指定された電子メールアドレスあて送信すること。持参、郵送、電話等、電子メール以外によるものは受け付けない。  
質問には、入札参加者名が特定できる内容を記入しないこと。記入があれば回答を行わない。
  - (2) 質問に対する回答
    - ア 回答日  
「入札公告」による。
    - イ 回答方法  
回答書をFAX又は電子メールによる送付の方法により行う。なお、回答書は5(1)の入札参加資格確認書の交付を受けた者すべてに送付する。
- 9 入札執行の日時及び場所  
「入札公告」による。
- 10 入札書の提出
- (1) 入札書の提出方法
    - ア 入札書は指定する様式により提出するものとし、郵送又は電送による提出は認めない。
    - イ 入札書を提出した後は、入札書及び内訳書の書換え、引換え及び撤回をすることがで

きない。

ウ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を提出すること。

(2) 入札回数

原則として1回とする。

11 入札の辞退

(1) 入札参加者は、5(1)の入札参加資格確認書の交付を受けた後から入札書を提出するまでの間に、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。

(2) 入札参加者が入札を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札を辞退するときは、次の掲げるところにより行うものとする。

ア 入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者に持参により提出するものとする。

イ 入札中にあっては、入札を辞退する旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

(3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(5) (2)アにより入札を辞退した者は、入札参加申込書の受付期間中であっても、当該入札には再度申請することはできない。

12 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ、入札執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止める（以下「保留等」という。）場合があるものとする。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) 6(4)の規定により5(1)の入札参加資格確認書を交付した場合、その者の建設業法に基づく見積期間が確保されないと判断したとき。

(4) その他発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

13 調査の実施

12(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

14 内訳書の提出

(1) 入札に際し入札書に記載される工事内訳金額および業務内訳金額にそれぞれ対応した建設工事・委託役務業務それぞれの内訳書を提出すること。

(2) 入札参加者は、内訳書を提出するにあたり、各内訳書を検算及び確認の上、検算者の記名押印を行わなければならない。

(3) 内訳書を提出しない者が提出した入札書は無効とする。

(4) 工事費内訳書および業務費内訳書に記載された価格と入札書に記載された内訳金額は一致させること。異なる価格を記載した入札書は無効とする。

(5) 入札書の提出後、内訳書の変更等を認めない。

(6) 内訳書は、必ず提出しなければならないものであるが、記載内容について入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。ただし、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）第8条第2項に規定する事前調査（以下「低入札事前調査」という。）の対象となり、低入札価格調査に必要な資料として取り扱う場合は、この限りでない。

(7) 内訳書は、入札終了後、原則として返却する。

#### 15 入札金額

- (1) 入札書には、建設工事と委託役務業務に関して見積もった合計の入札金額（以下「合計の入札金額」という。）に加え、建設工事と委託役務業務それぞれの内訳金額をすべて記載すること。記載された合計の入札金額と、建設工事と委託役務業務それぞれの内訳金額の和が一致しない入札書は無効とするので注意すること。
- (2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 16 入札保証金等

- (1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する額を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
  - イ 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
  - ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
  - エ 死亡・傷病・退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

#### 17 落札候補者の決定

落札候補者は以下の方法により決定する。

- (1) 建設工事に係る入札内訳金額及び委託役務業務に係る入札内訳金額が、それぞれの予定価格の制限の範囲内の金額をもって入札した者のうち、合計の入札金額が最低の金額で入札を行った者を落札候補者とする。ただし、建設工事の入札内訳金額について失格基準価格以上の金額をもって入札した者に限る。
- (2) 前項による落札候補者が2人以上あるときは、開札後直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて順位を決定し、最上位順位者を落札候補者とする。

#### 18 事後審査

事後審査は以下のとおり実施する。

事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出した入札書は無効とする。

##### (1) 事後審査の手順

- ア 落札候補者についてのみ開札後、実施する。
- イ 事後審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、17(1)により再度落札候補者（以下「次順位者」という。）を決定し、次順位者に対して改めて事後審査を行う。ただし、17(2)によりくじで落札候補者を決定した場合は、くじで決定した順位に従い事後審査を行う。
- ウ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位者意以降の者の事後審査は行わない。

##### (2) 事後審査の内容

- ア 5(3)に示す「入札参加申込時点で審査をする項目」以外の項目。
- イ 内訳書の確認（ただし、低入札事前調査の対象とする場合は、低入札価格調査の一部

として実施する。)

ウ 落札候補者の提出書類の審査

落札候補者は、「入札公告」に示す「提出書類一覧」に記載する落札候補者の提出書類（以下「事後審査書類」という。）を各資料に記載した指示に従い作成し、「入札公告」に示す日時及び方法により「提出先」あて提出すること。提出した書類の返却は行わない。

なお、事後書類を指定した日時までに提出しないときは、その者の提出した入札書は無効とする。また、事後審査書類を指定した日時までに提出しない者は、事後審査書類を提出しない意思を明示した書面を「提出先」に提出すること。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、低入札事前調査により失格となった場合は、その者に対する事後審査は行わず、事後審査書類の提出は求めない。

19 低入札価格調査制度に係る調査資料の提出並びに調査及び審査の実施

- (1) 低入札事前調査の対象となる案件においては、調査基準価格未満の価格で入札を行った落札候補者（低入札価格調査の失格基準価格以上の価格で入札した者に限る。）について、18の事後審査の前に、14に示す内訳書の、低入札事前調査を実施する。

- (2) 調査基準価格未満の価格で入札を行った落札候補者（前項で失格判定を受けた者を除く。）が、18の事後審査の対象となった場合は、「入札公告」に示す日までに、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を提出すること。

この者が低入札価格調査の結果、失格となった場合、次順位者について18の事後審査を行うとともに、その者が調査基準価格未満の価格で入札しているときには、低入札価格調査を行う。次順位者に対して低入札価格調査を行う旨の連絡をするので、次順位者はその連絡があった日の翌日（休日を除く）の午後5時までに調査資料を提出すること。

ア 提出先

「入札公告」の提出先

イ 提出の方法

持参により提出すること。

- (3) 調査資料の作成にあたっては、設計図書に含まれる「調査資料一覧表（低入札価格調査制度に係る調査資料）」に従い作成すること。（「入札公告」の「交付書類一覧表」参照）
- (4) 調査基準価格未満の価格で入札を行い、「18 事後審査」において事後審査書類を提出した落札候補者で、入札参加資格を有すると認められた者が、指定した日時までに調査資料を提出しない場合は失格とする。
- (5) 調査資料に基づき、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて調査及び審査を行う。
- (6) 調査資料の返却は行わない。

20 配置技術者の資格及び雇用関係の確認

「入札公告」により、配置技術者に求める資格及び雇用関係の確認は、18の事後審査の対象者についてのみ以下のとおり確認を行うこととし、資格及び雇用関係の確認ができない者の提出した入札書は無効とする。

(1) 資格の確認

「入札公告」の「3 入札参加資格」の「配置技術者」に示すところにより、配置する技術者の区分に応じて、以下のとおり配置技術者の資格の確認を行うこととする。

① 監理技術者

監理技術者の資格の確認を行うために、次に掲げる書類の写しを「入札公告」に示す日時までに「入札公告」の提出先へ提出すること。

ア 監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）

イ 監理技術者講習修了証（以下「修了証」という。）

## ② 主任技術者

主任技術者の資格の確認を行うために、次に掲げるア又はイの写しを「入札公告」に示す日時までに「入札公告」の提出先へ提出すること。

ア 技術検定合格証明書（実務経験によるものは経歴書）

イ 資格者証を有するものは、上記①と同じ

## ③ システム設計技術者

システム設計技術者の資格の確認を行うために、次に掲げるアからウの書類の写しを「入札公告」に示す日時までに「入札公告」の提出先へ提出すること。

ア 技術検定合格証明書（設計業務及び建設工事の実務経験によるものは経歴書）

イ 資格者証を有するものは、上記①と同じ

ウ システム設計技術者が所属する部署の位置づけを示す社内組織表

## (2) 雇用関係の確認

「入札公告」の「3 入札参加資格」の「配置技術者」に示すところにより、当該配置技術者が入札参加申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有することを条件としている場合は、当該技術者の健康保険被保険者証等（以下「保険証等」という。）の写しを「入札公告」に示す日時までに「入札公告」の提出先へ提出すること。

なお、上記(1)の資格の確認で、資格者証を提出する場合において、同資格者証で雇用関係が確認できるときは、保険証等の提出を要しない。

## (3) 専任性の確認

請負代金額が、3,500万円以上となる工事の場合にのみ、次に掲げるア及びイの副本の写しを「入札公告」に示す日時までに「入札公告」の提出先へ提出すること。

ア 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）

イ 専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）ただし、直近の届出が平成27年3月31日以前の場合は、専任技術者証明書（様式第8号(1)又は(2)）

## 21 誓約書の提出

事後審査の対象者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書及び社会保険に関する誓約書を「入札公告」に示す日時までに「入札公告」に示す提出先へ提出すること。

## 22 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 23 落札者の決定方法

落札者は以下の方法により決定する。

落札者を決定した場合は、その金額（契約希望金額）を契約代金額とする。

なお、契約代金額に1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

## (1) 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上の場合

事後審査により有効な入札書を提出したと認められた者を落札者とする。

## (2) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回り、事後審査において入札参加資格を有すると認められた場合

ア 低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

イ 低入札価格調査の結果、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、次順位者に対し18の事後審査を行う。

ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、改めて、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

ウ 低入札価格調査を行う場合、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、17(2)のくじにより決定された順位に従い低入札価格調査を行う。

この場合、上位順位の者を落札者とした場合は、次順位以降の者の低入札価格調査は行わない。

- (3) 落札者は、開札後、事後審査及び低入札価格調査等、必要な審査及び調査を行った後決定するため、落札者の決定までに日時を要する。

## 24 入札執行の取扱い

入札執行の取扱いについては、この入札説明書の定めるほか、入札心得に定めるところによるものとする。

## 25 契約手続等

- (1) 契約は、建設工事・委託役務業務それぞれで締結するものとし、契約書類は、落札者に文書で交付する。なお、二つの企業で業務分担し、入札参加した者が落札者となった場合は、建設工事を担当する企業と請負工事契約を、委託役務業務を担当する企業と、委託役務業務契約をそれぞれ締結するものとする。

- (2) 落札者は特別の事情がある場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く）に発注事務所へ契約書及び21に定める誓約書を提出すること。10日以内（休日を除く）に提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。

- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である業務提携者の構成員が次のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は「入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合

エ 契約締結予定日時点での有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合

- (4) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者（業務分担する企業が落札者となる場合には、業務分担する二つの企業のいずれか）が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

- (5) (2)から(4)までの規定により契約を締結しないときは、16(2)に定める違約金を大阪府に支払わなければならない（但し、16(2)アからエに該当するときを除く。）。この場合、本府は一切責めを負わない。

- (6) 「入札公告」により、議会対象案件となっている場合は、(2)により締結する契約は大阪府議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたとき本契約となる。

この場合(3)の「契約締結の日」は「本契約締結の日」と読み替えるものとし、「契約を締結しないことがある」は「仮契約を締結せず。又は仮契約の解除を行うことがある」と読み替えてこれらの規定を準用する。

また、(4)の「契約締結の日」は「本契約締結の日」と読み替えるものとし、「契約を締結しないものとする」は「仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行う」と読み替えてこれらの規定を準用する。

なお、仮契約を締結しないとき、又は仮契約を解除したときは、落札者は16(2)に定める違約金を大阪府に支払わなければならない（但し、16(2)アからエに該当するときを除く。）。この場合、本府は一切責めを負わない。

## 27 契約保証金

落札者は建設工事の契約および委託役務業務の契約に関してそれぞれ以下のとおり契約保証金を納付しなければならない。

- (1) 落札者は、建設工事の契約に関して、建設工事に係る請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
  - ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の八割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
  - エ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
  - オ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
  - キ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、建設工事に係る契約保証金は免除する。
  - ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の八割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
  - エ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
  - オ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- (3) 落札者は、委託役務業務の契約に関して委託役務業務の契約代金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
  - ア 大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券等

- (4) (3)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。
- ア 大阪府を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、委託役務業務に係る契約代金額の100分の5以上）を保険会社と締結し、その保険証書を大阪府に寄託したとき。
  - イ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類（知事が競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示に掲げる契約の種類）及び同規模（当該委託役務業務に係る契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

#### 28 調査基準価格未満の価格で契約した場合の受注者の責務

- (1) 調査基準価格未満の価格で契約した受注者は、建設工事の施工において発注者がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、低入札価格調査において提出した施工体系図で示した下請け次数を遵守しなければならない。
- (2) 調査基準価格未満の価格で契約した受注者は、建設工事の施工において下請業者への支払い状況を把握するため、施工体制台帳の下請契約書（写し）のほか、それに応じた領収書等、支払い関係が把握できる書類（写し）を提出するものとする。
- (3) 調査基準価格未満の価格で契約した受注者は、建設工事の施工において受注者及びその下請業者に対しての施工体制、支払状況等についての調査及び確認について協力しなければならない。

#### 29 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、参加申込等の提出者の負担とする。
- (2) 入札参加申込書及び事後審査書類等に虚偽の記載をした者（以下「虚偽記載をした者」という。）には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。  
また、虚偽記載をした者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札書の提出者がいない場合は、入札執行を取り止める。
- (4) この入札説明書のほか、工事ごとに定める入札参加条件は、「入札公告」に示すものとする。